

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(警察職員の特殊勤務手当) 第二十三条の三 (略)</p> <p>2 警察職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 別表第七上欄第一号、第四号から第八号まで及び第十二号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した日一日につき同表の当該各号下欄に掲げる額</p> <p>二 別表第七上欄第二号、第三号、第九号、第十号、第十三号及び第十六号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した日一日につき、作業の区分に応じ、同表の当該各号下欄に掲げる額</p> <p>三―五 (略)</p> <p>3―6 (略)</p>			
<p>支給額</p> <p>(略)</p>		<p>支給額</p> <p>(略)</p>	
<p>作業の種類</p> <p>(略)</p>		<p>作業の種類</p> <p>(略)</p>	
<p>九 身辺警護等作業</p> <p>その他の警衛 警護</p> <p>(略)</p> <p>千五百十円</p>		<p>九 身辺警護等作業</p> <p>その他の警衛及び警護</p> <p>(略)</p> <p>六百四十円</p>	
<p>十 銃器等犯罪捜査作業</p> <p>現行犯人逮捕等作業に付随して行われる固定配置作業及び銃器等を所持する犯人の逮捕の作業（現行犯人逮捕等作業を除く。）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>千百円</p>		<p>十 銃器等犯罪捜査作業</p> <p>現行犯人逮捕等作業に付随して行われる固定配置作業及び銃器等を所持する犯人の逮捕の作業（現行犯人逮捕等作業を除く。）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>千九十円</p>	

別表第七（第二十三条の三関係）

別表第七（第二十三条の三関係）

十六 遠隔地 水上警戒作 業	
遠隔地にお ける水上警 戒に関する 業務に従事 する職員で 人事委員会 が認めるも のが行う警 戒等の作業 で人事委員 会が定める もの	
日の出 から日 没まで	日没が ら日の 出まで
千 百 円	千 六 百 五 十 円

  

十六 遠隔地 水上警戒作 業	
遠隔地における水上警 戒に関する業務に従事 する職員で人事委員会 が認めるものが行う警 戒等の作業で人事委員 会が定めるもの	
千 百 円	

附 則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。